

令和 8 年度 保育園に入園を希望される方へ

1. 保育施設(保育園・認定こども園・小規模保育園等)とは

保育施設とは、保護者が就労等で昼間に保育できない(保育に欠ける)乳幼児を、保護者に代わって保育し、心身の健全な発達を図る児童福祉施設です。就学前の教育を主目的とした幼稚園とは、施設目的が異なります。

2. 入園申込に必要な要件等

西郷村に住民票を持ち、保護者(児童の両親・同居する 65 歳未満の祖父母)全員が、以下(1)～(8)いずれかの事由に該当し、昼間に保育ができない家庭の乳幼児(0～5 歳児)が対象です。

(1)就労	昼間に家庭外等で仕事をしているため、乳幼児を保育できない場合。 ※ <u>就労時間は、保護者(児童の両親・同居の65歳未満の祖父母)1人につき月64時間以上でなければならない</u> ため、扶養の範囲内で就労する場合や、学校給食センターやゴルフ場等、勤務先に休業期間が発生する場合であっても、就労時間が月 64 時間未満となる場合は退園となりますのでご注意ください。 ※就労開始が決まっている場合(内定状態)であっても、就労証明書が提出できない場合は求職活動での受付となります(内定決定通知等は不可)。
(2)妊娠・出産	母親が出産前後 8 週ずつの間にあり、昼間、乳幼児を保育できない場合。 ※ <u>出産予定日の 8 週前の日が属する月の初日～産後 8 週を経過した日の属する月の月末までの入園となります</u> 。期間が満了する日以降の期間延長はできません。
(3)疾病・障害	身体の疾病、心身の障害があり、昼間、乳幼児を保育できない場合。
(4)病人の 看護・介護	長期にわたる病人や心身に障害のある人をいつも看護・介護していて、昼間、乳幼児を保育できない場合。
(5)災害復旧	火災、風水害、地震等により、家屋を喪失または破損したため、その復旧の間、昼間、乳幼児を保育できない場合。
(6)求職活動	求職活動等により、昼間、乳幼児を保育できない場合。 ※ <u>入園月から最長 3 カ月以内に就労できない場合は退園となります</u> 。
(7)就学	高校、大学、専修学校等やこれらに準ずる教育施設や、職業訓練校に <u>通学</u> していて、恒常的に昼間、乳幼児を保育できない場合。
(8)その他	虐待や DV 等で保育に欠けるおそれがある等、村長が認める場合。

3. 家庭で保育できる場合や上記の要件に該当しない場合、入園の意志がない場合は申込できません

子どもの保育に手がかかるから、来年小学校に入学するから、集団生活をさせたいから、近所に友達がいないから、遊ぶ場所がないから…等の理由では入園できません。また、育児休業延長のための申込はできません。

4. 申込受付期間

○一斉申込………令和7年 11 月4日(火)～令和7年 11 月 14日(金)の間の平日 8:30～17:15 まで

※上記期間中に令和8年4月から令和9年3月までの一年分を受付します

○随時申込………一斉申込期間終了後、随時受付します。入園希望月ごとの申込締切は、下表のとおりです。

入園希望月		随時申込締切	入園希望月		随時申込締切
令和 8 年4月	→	令和 8 年1月末	令和 8 年10月	→	令和 8 年7月末
令和 8 年5月	→	令和 8 年2月末	令和 8 年11月	→	令和 8 年8月末
令和 8 年6月	→	令和 8 年3月末	令和 8 年12月	→	令和 8 年9月末
令和 8 年7月	→	令和 8 年4月末	令和 9 年1月	→	令和 8 年10月末
令和 8 年8月	→	令和 8 年5月末	令和 9 年2月	→	令和 8 年11月末
令和 8 年9月	→	令和 8 年6月末	令和 9 年3月	→	令和 8 年12月末

※各月 1 日入園となります(月途中入園不可)。 ※受付場所は西郷村福祉課です(保育園では受付できません)。

※末日が土日祝日の場合は、直前の平日が締切日となります(期限厳守)。締切日を過ぎた月とはご希望いただけません。なお、随時申込の場合、締切月を待たずに書類が揃い次第お申込が可能です。ただし、一斉・随時申込ともに、お手続きは出生後に限ります。

※書類に不足・不備があると受付できません(就労証明書等は取扱有効期限があります)。

※年齢基準日(令和 8 年 3 月 31 日)時点の年齢により保育園のクラス年齢が決まり、受入可能数も変わります。
受入可能数を超えた場合や保育要件の審査結果によっては、入園できないことがあります。

5. 結果通知について

申込書類および書類提出時の聞き取り調査の後、審査のうえ入園の可否を決定いたします(内容確認のため、勤務先等に連絡をさせていただく場合があります)。

入園の可否については、文書でお知らせいたします。一斉申込および一斉申込後の令和7年11月～12月(随時申込)に受付した場合は、令和8年1月末から2月上旬頃に、前述以後の随時申込の場合は、申込日からおおむね1か月程度で結果通知を発送いたしますのでお待ちください。

ただし、西郷村外の保育園を希望する場合(広域入所)は、希望園のある市区町村のスケジュールに則り審査が行われますので、1カ月以上(場合によっては数カ月)結果通知に時間がかかります。

6. 保育時間について

保育時間は、標準時間保育(11時間)と短時間保育(8時間)の2区分があり、保育を必要とする理由や保護者(児童の両親・65歳未満の同居祖父母)の就労時間等をもとに決定します。例えば、就労を理由とする入園希望の場合、保護者のうち、希望園の短時間保育の時間内で送迎可能な方がいる場合には、短時間保育となります(この場合の送迎可能な範囲とは、就労の場合、就労証明書に記載された就労時間と、保育園・勤務先間の通勤時間で考えます)。また、父のみ、母のみ等個人ごとでは短時間保育の時間内で送迎できなくとも、朝は父が、夕は同居祖母がそれぞれ送迎する等、保護者間で送迎者を調整すれば送迎可能である場合も、短時間保育となります。「同居祖父母に送迎を頼むのは気兼ねしてしまうから」、「子を預けている間に買い物等の用事を済ませたいから」等の理由で、標準時間保育での利用とすることはできません。なお、保護者が求職活動中の場合や、慣らし保育対応のため復職日の前月からの入園を希望する場合の、入園月(復職日の前月)については、必ず短時間保育(8時間)となりますのでご了承ください。

ただし、標準時間保育(11時間)・短時間保育(8時間)はあくまで上限となります。どちらの時間であっても、実際に必要な時間内でしかご利用いただけませんので、ご承知おきください。

各保育園の保育時間は、別紙「各保育園の概要」をご確認ください。

※慣らし保育について※

入園後、概ね 2 週間程度は慣らし保育期間となります。午前中だけ等の短い時間での保育となり、通常よりも早めにお迎えに来ていただく必要があります(入園前の慣らし保育実施はありません)。このため、育児休業からの復職に合わせてお申し込みいただく場合のみ、復職日が 1 日～19 日までの間であれば、復職日の前月からの入園をご希望いただくことも可能です。

なお、4 月復職のため 3 月からの入園をご希望の場合、申込は年度ごととなるため、復職年度(令和8年度)とその前年度(令和7年度)両方の申込が必要となります。申込締切にご注意ください。また、申込書も年度ごとにご記入いただくこととなりますので、ご了承ください。

7. 保育料(0～2 歳児)・副食費(3～5 歳児)について

○年齢基準日(令和 8 年 3 月 31 日)時点で 0～2 歳児の場合は、別紙「保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表」の保育料が毎月かかります。金額は、児童の父母(父母ともに市町村民税の均等割も所得割も非課税の場合、同居祖父母の中で最も課税額が高い方)の市町村民税所得割額の合計額によって決まり、4月～8月分は前年度の、9月～翌年3月分は当年度の課税額により算定いたします。なお、保育園を利用しない日があっても、その分の保育料を日割りしてお返しすることはできません。全額をご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

○年齢基準日(令和 8 年 3 月 31 日)時点で 3～5 歳児の場合は、保育料は無償化該当で 0 円となりますが、副食費(おかず・おやつなど主食以外の費用)は毎月かかり、保育園へ納入いただきます。ただし、児童の父母(父母ともに市町村民税の均等割も所得割も非課税の場合、同居祖父母の中で最も課税額が高い方)の市町村民税所得割額の合計額によっては、毎月かかる副食費のうち一定額の納入が免除となる場合があります。

○父母等が未申告のため課税額が確認できない場合には、保育料は最高額算定(「保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表」の D12 階層の金額)となり、副食費は免除を受けることができません。後から申告をしても、課税額が確認できた月以前に遡って保育料・副食費を変更することはできませんので、ご注意ください。

8. 広域入所(西郷村外の保育園への入園希望)について

父母のうち一方の勤務先が村外にある場合などには、村外の保育園をご希望いただける場合があります(一方が求職活動中の場合は不可となる可能性があります)。村外園の希望の可否は、希望園のある市区町村へご確認ください。ただし、基本的にはその市区町村に住所のある方の入園が優先されますので、入園できない可能性が高いことをご承知おきください。

お申し込みいただく場合には、「4. 申込受付期間」と申込期限が異なりますので、希望園がある市区町村へ、申込期限を必ずご確認ください。ただし、村外の保育園希望であっても申込先は西郷村福祉課となり、西郷村の申込書に村外の保育園を希望する旨を記載してご提出いただくこととなります。ご提出後は、西郷村から希望園のある市区町村へ入園申込の協議を行うこととなりますが、協議書類の作成・提出(郵送)にお時間をいただく都合上、申込期限の直前または当日にご提出いただいても間に合いません。また、申込書類に不足・不備がある場合は受付できませんので、余裕をもってお申し込みいただきますようお願いいたします。なお、第一希望が村内の保育園であっても、村外の保育園の申込期限の方が早い場合は、村外の保育園の期限にあわせてお申し込みください。

このほか、希望園のある市区町村へお引越しの予定がある場合などには、そちらの市区町村へ直接申し込むことが可能な場合があります。このような事情があるときには、申込期限と併せて、希望園のある市区町村へご確認ください。

9. 入園できない場合及び保育の実施解除(退園)について

以下の場合、保育園へ入園できません。入園が決定した・入園した後であっても、入園を辞退いただく、もしくは保育の実施を解除(退園)させていただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・申込内容に虚偽があった場合(申込時の内容から変更があったが、届出をしなかった場合を含む)
- ・保育園の受入可能数を超えた場合
- ・児童の疾病等により十分な保育体制を整えることができない場合
- ・「2. 入園に必要な要件等」に該当しない場合
- ・申込時と状況が異なる場合(復職しない、転職した、就職しないこととなった等)
- ・仕事を辞める、雇用条件が変わる等の理由により、家庭で保育ができる場合
- ・就労認定において、就労時間が下限値(1か月64時間)を下回る場合
- ・保育料に滞納がある場合
- ・村外に転出することとなった場合 等

10. 注意事項

※書類の提出について※

○必要な書類を全て揃えてご提出ください。不足・不備がある場合は受付できませんので、申込書・証書ともに、記入漏れや記入内容に誤りがないことを、提出前に必ずご確認ください。また、不備のない書類のみ先に受理することもできません。不足・不備の修正により申込期限に間に合わない場合でも、書類が全て揃わなければ受付はできませんので、ご注意ください。

○就労証明書、診断書、在学証明書等の証明日は、一斉受付では10月以降のもの(9月不可)、随時受付では申込日から1か月以内のものしか受付ができません。1日でも過ぎていた場合、再度発行をお願いいたしますので、ご注意ください。

○訂正が発生した場合に必要なため、印鑑(スタンプ印不可)をご持参ください。

○入園後に就労時間を短縮する予定がある、退職・転職の予定がある、転居予定があるなど、申込日以降にご家庭の状況が変わる可能性がある場合には、必ずお申し出ください。また、申込後にご家庭の状況が変わった場合にも、必ずご連絡ください。

○申込時は就労をしていますが、入園希望月時点で産休・育休を取得しており復職しない(できない)場合には、就労を理由としてのお申し込みはできません(慣らし保育対応による復職前月入園希望の場合を除く)。

○上のお子様の申込時点でご出産予定があり、出生予定のお子様の育休後に復職される場合は、出生後にきょうだい同時入所での申し込みとなります。育休中に上のお子様のみ先に入園させることはできません。

※ご希望いただく保育園について※

○確実に通うことができる保育園のみご希望ください。通えない・通う気がない保育園を申込書の希望欄にご記入いただくことはおやめください。

入園調整は希望欄にご記入いただいた保育園の中で行うため、記入された保育園が通えない・通う気がない保育園であっても、その保育園に入園内定・承諾となる可能性があります。また、通える保育園であっても、申込状況によっては、希望順の低い保育園や、(兄弟姉妹内で別施設となってもよいとして申込をした場合)兄弟姉妹で別々の保育園に入園内定・承諾となる可能性があります。しかし、いずれの場合でも、入園内定・承諾となった保育園とは別の保育園への入園を希望されたり、一度キャンセルした保育園に再度入園をご希望いただいたりしても、入園できない可能性が非常に高いです。また、ご希望いただいていない保育園については、入園の調整や案内は行いませんので、お申し込み前に、十分ご検討いただきますようお願いいたします。

○保育園ごとに、受入開始年齢や保育期間が異なります。別紙『各保育園の概要』をご確認のうえ、入園希望月の1日時点で希望園に入園可能な月齢となっているかを、必ずご確認ください。また、小規模保育園は、年齢基準日(令和8年3月31日)時点で満3歳以上の場合はご希望いただけませんので、就学前まで保育可能な保育園か、幼稚園へお申し込みください(幼稚園を希望される場合は、入園希望の幼稚園へ直接お申し込みください)。ただし、保育園と幼稚園の併願は原則できませんので、保育園の入園申込をされた状態で幼稚園への入園が決定した場合、保育園の入園申込は取下げとなります。保育園が入所保留(待機)となっている場合でも同様となりますので、ご了承ください。

○保育園の見学や保育内容等、保育園の詳細につきましては、各保育園へお問い合わせください。

※入園後(入園内定・承諾後含む)について※

○入園後、現況確認のため、年2回(6月・11月)就労証明書等のご提出をお願いしております。また、勤務先・就労時間の変更等、ご家庭の状況に変更が生じた場合などには、都度内容に応じた書類のご提出が必要です。その他、現況確認とは別で、状況確認のため書類をご提出いただく場合もあります。

○入園内定・承諾後、申込時とご家庭の状況が変わった場合には、必ずご連絡ください。とくに育児休業からの復職に合わせて入園となる場合で復職予定日が変わった場合など、内容によっては入園月や保育時間(標準時間・短時間)が変更となることがあります。

○保護者(両親・65歳未満の同居祖父母)が就労日でない場合など、家庭保育が可能な日には、原則家庭保育をお願いいたします。

○開園時間以外はお預かりできませんので、必ず開園時間内にお迎えをお願いいたします。

※入所保留(待機)となった場合について※

○保育園の受入可能数を超過し入所保留となった場合、令和9年3月31日までが入所保留の有効期間となります。保留期間中に希望園への入園が可能となった場合には、随時お電話にてご連絡いたしますが、保留期間はあくまでも入園可能となった場合にご連絡を差し上げる期間のため、期間中または期間終了後に必ず入園可能となるわけではありませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○入所保留の有効期間終了後(令和9年4月1以降)についても保育園の入園を希望する場合には、別途、令和9年度の入園申込が必要となります(令和9年度入園申込は、令和8年秋ごろに実施予定)。

○認可外保育施設、一時的保育事業(満1歳から)、幼稚園(満3歳となった翌月から)についてもご検討ください。西郷村内には以下の施設がありますので、詳細は各施設へご確認ください。

区分	施設名・住所・連絡先
認可外保育施設	デイハウスあったかはあーと(西郷村字下前田西 50 TEL0248-23-1010)
一時的保育事業 (満1歳から)	まきば保育園(西郷村大字小田倉字小田倉原 1-40 TEL0248-25-4044) くまっこ保育園(西郷村大字熊倉字屏風谷 5-1 TEL0248-21-5900) ※一時的保育事業は、保育理由に応じ、利用できる日数が変わります。
幼稚園 (満3歳となった翌月から)	(学)西郷幼稚園(西郷村大字小田倉字中島 233 番地 TEL0248-25-4332)